

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市久原中央四丁目7番1号  
氏名 藤澤環境開発 株式会社 代表取締役 松井 勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 浩道

許可の年月日 平成22年 4月19日  
許可の有効年月日 平成27年 4月18日



1. 事業の範囲

燃え殻（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

以上7種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年	4月19日	特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可
平成17年	4月19日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成22年	3月29日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無